

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						イ)	項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)					
1	要求水準書								全般	個別対話の結果、多くの項目で要求水準の修正が予定されている理解ですが、その修正内容については、落札後に協議させて頂ける理解でよろしいでしょうか。	これまでの個別対話、質問回答を踏まえ、入札までに要求水準書を修正します。 なお、落札後は協議は行いません。	
2	要求水準書	70	第4	2	2.1	2.1.6	3) 4)	ホ) イ)	メインスタンド 観客席	「c 値60ミリメートル以上確保できない座席の数は、スタジアムの収容人員として算入することはできないため、当該座席はバラエティシートに改修するなどの工夫を行ってもよい」ならびに「個席およびバラエティシートの人数は、収容人員に含める」とありますが、バラエティシートに改修した見切り席については、C値に関わらず収容人員に含めることが出来ると考えてよろしいでしょうか。	メインスタンド及びサイド・バックスタンドの見切り席（バラエティシートを含む）及び記者席は、C値に関わらず収容人員に含めることができません。	
3	要求水準書	71	第4	2	2.1	2.1.6	5)	ト)	売店	売店については、スタジアムの利用シーンに合わせた柔軟な運用を可能とするため、常設の売店だけでなく、仮設の売店が設置可能なスペースを確保するという計画も可能でしょうか。	提案は可能ですが、仮設の取扱いについては、事業者の責において関連する法令（建築基準法、消防法、食品衛生法等）の確認を十分に行ってください。	
4	要求水準書	87	第4	2	2.3	2.3.5	2)		大型映像設備	令和4年度に交換予定となっている等々力陸上競技場の北側の大型映像設備を、（新）等々力陸上競技場にて再利用する主旨の記載がございます。 私たち事業者が再設置した後の映像設備について、令和4年度中に映像設備の交換を行う事業者が動作保証をすることは難しいと推察され、私たち事業者もその動作保証をしかねます。 （新）陸上競技場において再利用した映像装置が、再設置後動作不良となった場合の映像設備の購入費並びに、その交換・取付等に要する費用は、本事業における予定価格「57,697,620,000円（消費税及び四方消費税を含まない）」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
5	要求水準書	87	第4	2	2.3	2.3.5	2)	大型映像設備	<p>等々力陸上競技場の大型映像装置が令和4年度中に交換予定となっている中で、当事業の「環境影響評価、設計・建設、及び解体・撤去に係る期間」が約7年間程度と設定されております。令和4年度中の映像装置交換後、当事業の中で映像装置を移設・再利用しますと、私たち事業者だけでなく、貴市におかれましても余分な費用負担・業務の発生が生じてしまうものと考えております。つきましては2022年6月27日に公表されました「等々力陸上競技場北側大型映像装置LED表示部等交換業務委託」の令和4年度中の実施を取りやめ、本事業の整備期間に合わせた実施とし、(新)等々力陸上競技場の新設工事時期と合わせた大型映像装置の設置業務を別途公告頂くことを検討頂けないでしょうか。</p>	<p>等々力陸上競技場北側大型映像装置は、設置から20年以上経過（平成7年度設置）し、すでに大規模な故障が発生するリスクを抱え、利用者団体からも早急な交換を求められており、取りやめることはできません。</p>	
6	要求水準書	115	第7	2	2.3			指定開発行為の区分	<p>指定開発行為の対象事業のうち、「開発行為」は、本事業が都市公園の整備事業（設置許可）であることから、対象外との解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「商業施設の新設」は、新たに用地を取得せず同一敷地内に施設を新設するため、指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用されない解釈でよろしいでしょうか。（アセス条例施行規則備考3）</p>	<p>都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為について、許可は不要（都市計画法第29条）ですが、開発行為である以上、開発区域の面積に応じて対象・対象外を判断する必要があります。なお、区画形質の変更がない場合には「開発行為」にあたらないため、指定開発行為の対象外です。</p> <p>「商業施設の新設」についてはご理解のとおりです。</p>	
7	要求水準書	115	第7	2	2.3			方法書の必要性	<p>川崎市環境影響評価に関する条例第14条第3項に基づき、環境配慮計画審査書に方法書の内容を記載することで、方法書の審議会への諮問を要しないとされています。この場合、方法書の作成は必要ないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>「環境配慮計画書」に条例方法書の内容を記載して届出した場合、環境配慮計画書の届出を受けた市長より交付される「環境配慮計画審査書」に審議会への諮問を要さない旨を認めた記載があるときは、原則、方法書段階での審議会は要しないこととなります。</p> <p>しかしながら、この場合においても、条例方法書の作成は必要となります。</p>	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)				
8	要求水準書	115	第7	2	2.3					方法書の作成が必要ときは、方法書の審議会への諮問をしないことで、縦覧・意見書対応後すみやかに市長意見が提出されるとの解釈でよろしいでしょうか。 方法書縦覧に向けた図書の内容に関する協議期間は標準でどれくらい必要でしょうか。また、審議会への諮問がないことで、2か月程度の短縮が見込めるとの解釈でよろしいでしょうか。 この場合、既に環境配慮計画審査書で審議を受けている内容になりますが、方法書ではどのような位置づけの図書になるのか確認させていただけますでしょうか。	No7回答のとおり、条例方法書の作成は必要となり、条例方法書の届出を受けた市長は公告縦覧を行います。また、市民等は縦覧期間中に、条例方法書についての意見書を提出することができます。 方法書段階で審議会を要しない場合であっても、市長の意見を記載した「条例方法審査書」を作成、公告（交付）することから事務手続きの期間を要します。また、条例方法審査書の作成に当たって必要な資料として、条例方法書の縦覧終了後に、意見書に対する事業者の見解を取りまとめていただき、市に提出いただいています。これらのことから、方法書段階での手続期間として審議会への諮問がないことで2か月程度の短縮は見込めないと考えます。 条例方法書縦覧に向けた図書の内容に関する手続前の協議期間については、条例方法書の案を取りまとめていただいているから概ね2～3か月程度と考えます。 「条例方法書」は、事業者が、事業計画（環境配慮計画書段階の事業計画案より具体化されたもの）に基づき、環境配慮計画書手続における予測評価結果や環境配慮計画書に対する市長の審査結果を踏まえて、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法、環境配慮の内容等について検討し、その結果を取りまとめるものです。	
9	要求水準書	116	第8	1	1.1					土木工事の工事監理について	公園基盤施設の建設、解体・撤去の工事監理業務について記載がありますが、工事監理は建築士法で定められたものであり、土木工事においては工事監理が法的に定められておらず、通常は実施されませんので、公園基盤施設の建設、解体・撤去については工事監理業務の対象外としていただきたく、要求水準書の変更をお願いいたします。	原文のとおりとします。
10	要求水準書	116	第8	1	1.1					解体工事の工事監理について	建築施設の解体・撤去の工事監理業務について記載がありますが、建築士法には、工事監理の内容として、工事が設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するとありますので、建築施設の解体・撤去については工事監理業務の対象外としていただきたく、要求水準書の変更をお願いいたします。	原文のとおりとします。
11	要求水準書	146	第11	2	2.12	1.12.2				地下水モニタリング調査について	「当該モニタリング調査については、「別紙26等々力緑地地下水調査業務委託仕様書を参照する」とありますが、現公表資料では別紙26は「池の範囲」となっております。等々力緑地地下水調査業務委託仕様書の開示をお願いします。	「等々力緑地地下水調査業務委託仕様書」は別紙26ではなく別紙11で開示しております。要求水準書を修正します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)				
12	要求水準書	189	第13	1	1.2				広告誘致業務	自主事業として広告誘致業務を実施する場合、屋内施設において常設の広告物の設置が想定されます。一方、川崎市都市公園条例第17条「占用料」においては、常設の広告物に係る定めが見受けられません。常設の広告物に係る占用料の可否については、一定規模以上の催しに限定するなど（例えば入場者が〇万人以上となる催しの際に徴収を求められるなど）、基準については協議の上で定められるという理解でよろしいでしょうか。	都市公園法においては、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物のみ占用として認めており、常設の広告物については占用として認められません。 なお、現とどろきアリーナでは、常設広告物設置の実例はありませんが、とどろきアリーナで当該広告物が目的外使用と解される場合、以下の要領に基づき既定の占用料を負担いただくことになると考えます。 行政財産の目的外使用許可取扱要領 https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000050/50713/gyouseizaisannnomokutekigaisiyoukyokatoriatukaiyuryou.pdf	
13	要求水準書 別紙11	79	I						等々力陸上競技場機械警備業務について	「(2) 警報機器設置時期は令和2年1月31日とし…」とございますが、設置時期は「令和5年3月31日」と置き換えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
14	要求水準書 別紙11	80	I						等々力陸上競技場機械警備業務委託特記仕様書について	「2 警報機器の設置及び撤去に伴う費用は事業者が負担すること。」とありますが、現状設置されている機器の配線を事業者が使用することは可能という認識でよろしいでしょうか。又は、現状の機械警備会社と配線の使用について協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	配線の使用については事業者、警備会社の2者で事前に協議を行ってください。	
15	要求水準書 別紙11	97～110	VII						VII. 等々力球場の記載仕様（機械警備）について	機械警備の記載がありません。現状野球場は機械警備を実施していないという認識でよろしいでしょうか。また、今後も事業者側で実施の必要性はなく、貴市での実施予定もないという認識でよろしいでしょうか。	野球場の警備につきましては現在、本市にて機械警備を実施しています。 本事業の提案の対象外としますが、事業契約締結後の対応につきましては、本市の費用負担により別途協議を予定しています。	